# 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の申請方法についてのご案内

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受け取るには、申請が必要な場合があります。下記の条件や必要書類を確認し、申請を行ってください。

## ① 世帯の中に、令和３年１月２日以降に転入した方がいる場合

・申請期限　令和４年９月30日

・必要書類

- ・申請者本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- ・預金通帳の写し
- ・転入された方全員の令和３年度非課税証明書

## ② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

・令和３年１月から令和４年９月までの収入が減少した任意の１か月から年収見込額を計算し、判定いたします。

・申請期限　令和４年９月30日

・必要書類

- ・申請者本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し
- ・（令和3年1月1日以降、複数回転居した方）戸籍の附表の写し
- ・「令和3年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類
- ・「1年間の経費の金額」がわかる書類

※「令和3年中の収入の見込額」・・・源泉徴収票、確定申告書等
「任意の1か月の収入」・・・給与明細、預金通帳等
「1年間の経費の金額」・・・帳簿等